

# 固定資産税に関するお願い



## 建物を新築または増築された方へ

住宅や事務所、店舗、倉庫などの建物を新築又は増築された場合、固定資産税が課税されます。1月1日が基準日となりますので、建築年の翌年から課税されます。

新築または増築された場合は、建物の大小、用途にかかわらず、役場町民課固定資産税担当までご連絡をお願いいたします。

※「新築住宅に対する固定資産税の減額」や「住宅用地に対する課税標準の特例」等が適用される場合があります。

## 家屋調査にご協力をお願いいたします

課税の基となる評価額を算出するために、家屋調査を実施いたします。

2名～3名の職員が訪問し、所有者またはご家族の立ち会いのもと、建物の面積や建築資材、設備、建具等について調査をさせていただきます。

調査時間は、建物の規模等にもよりますが、およそ1時間となります。

建物の平面図・立面図等の図面および仕様書などを、事前に提供していただくと、より正確で迅速な調査を実施できますので、ご協力をお願いいたします。

調査日時につきましては、後日調整させていただきます。

## 建物を取り壊された方へ

住宅や事務所、店舗、倉庫などの建物を取り壊された場合も、役場町民課固定資産税担当までご連絡をお願いいたします。1月1日が基準日となりますので、翌課税年度から当該家屋について課税がされなくなります。

取り壊した旨の届出がない場合、確認ができないこともあり、翌年度以降も課税されることがあります。

建物を新築または増築するために、既存の建物を取り壊した場合も、その旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

